中京圏サービスエリアおよびロードサイド店舗でのＰＲ業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

　令和７年６月５日

福井県知事　　杉　本　　達　治

１　業務概要

（１）業務名

中京圏サービスエリアおよびロードサイド店舗でのＰＲ業務

（２）業務目的

　　国道１５８号線の通行止めにより入込客数が落ち込むなど大きな影響を受けている奥越地域への誘客拡大を図るため、中京圏（岐阜県）内サービスエリアおよびロードサイド店舗において、奥越地域の観光情報やアクセス情報を発信する。

（３）　業務内容

Ⅰ　本県の観光ＰＲ活動

　　ア　ＰＲ実施場所、期間

①東海北陸自動車道長良川サービスエリアイベントスペース（別添図面赤枠部分）

（８月３０日（土）～３１日（日）２日間）

②岐阜県内のロードサイド店舗１か所（土日２日間）

イ　本県の観光ＰＲ活動の企画・提案

・観光ＰＲ活動の実施にあたり、以下の項目について企画するとともに、提案すること

　（ア）イベントを実施する岐阜県内ロードサイド店舗および日時

なお、サービスエリアでのＰＲについては、（３）Ⅰア①において実施すること

（イ）奥越地域の観光、国道１５８号線等のアクセス情報を中心とした本県の観光情報等（中部

縦貫自動車道の県内全線開通に関する事項を含む）の発信

（ウ）会場におけるアイキャッチとなるような展示物の設置および演出

（エ）本県の魅力を体感出来る体験型イベント、物販など

　（オ）長良川サービスエリアイベントスペースでのＰＲ活動企画・提案については、別紙

イベント実施規則を遵守すること。

Ⅱ　本県の観光に関する来場者アンケート

　　・ＰＲイベントへの来場者を対象にアンケートを実施すること。なお、アンケート項目については、県から提供する。

Ⅲ　その他

〇本県のＰＲに資する企画

・ⅠおよびⅡ以外で、受託者において本県のＰＲに資する企画があれば提案すること。なお、本企画についても契約金額に含めて実施すること。

（４）履行期限　令和８年３月３１日（火）

　　　　＜スケジュール＞

　　　　　　令和７年　６月　５日　　企画提案公募、

１０日　　応募登録票、質問票受付締切

　　１３日　　企画提案書の提出締切

６月　中旬　　企画提案審査、事業者特定

６月　下旬～　事業実施

（５）成果品

　　　・実績報告書、収支決算書　各５部

　　　・本業務において作成した資料等

・その他福井県と決定受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

　　　　※紙で作成する成果物については、電子データでも１部納品するものとする。

２　参加資格

　　　次の要件を満たす者であること

（１）福井県財務規則（昭和３９年福井県規則第１１号）第１４６条に規定する競争入札参加資格を有していること

ただし、後段３（３）に定める応募登録票提出時に競争入札参加資格を有していない場合においても、本県に対して地方自治法施行令第１６７条の５および福井県財務規則第１４６条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。

　　　　※競争入札参加資格審査申請書様式は、福井県会計局会計課のホームページからダウンロード　　　できる。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikei/sinsei.html>

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者でないこと

（３）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと

（５）国税または地方税を滞納していない者であること

３　手続き等

（１）業務担当課

〒９１０－８５８０　福井県福井市大手３丁目１７－１

福井県交流文化部誘客推進課　担当　中垣内

電話　　０７７６－２０－０７６２

ＦＡＸ　０７７６－２０－０５１３

E-mail　h-nakagaichi-ut@pref.fukui.lg.jp

（２）説明会の実施の有無、日時および場所等

説明会は実施しない

　（３）応募登録票の提出期限、場所および方法

　　　　企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり知事に申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

　　　　①提出書類

　　　　　応募登録票（様式１）に次の書類を添付し、提出すること

　・競争入札参加資格通知書の写し

　　　　　　　競争入札参加資格を得ていない場合は「物品等競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること

　　　　②提出期限

　　　　　令和７年６月１０日（火）１７時１５分

　　　　③受付時間

令和７年６月５日（木）から同年６月１０日（火）の８時３０分から１７時１５分まで

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規

定する休日を除く。

④提出方法

上記（１）までメールで提出すること

　　　　⑤受審資格認定結果の通知

　　　　　受審資格の認定は令和７年６月１０日（火）までに行い、書面により申請者に通知する。

（４）企画提案書の提出期限、場所および方法

①提出書類

・様式２　１部

・次のア～カの内容を盛り込んだ企画提案書５部

　※企画提案書はＡ４ヨコ

　ア　業務内容に関する具体的な企画案

　　　上記１（３）に関する事業提案内容とし、以下の事項は必ず記載すること

・本県の観光ＰＲ活動にかかる企画（ＰＲ実施場所〔ロードサイド店舗〕、観光情報の発信方法、各種物販・体験型イベント等）

　イ　実施スケジュール、業務実施体制

ウ　企画提案者の概要等（企画提案者の概要、担当者の氏名および連絡先）

エ　同規模の事業を実施したことがある場合はその実績

　オ　参考見積（概算）

　　　業務の実施に当たり、本県の観光ＰＲ活動にかかる経費（運搬費、サービスエリアイベントスペースの使用料等）は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること

カ　再委託等の有無および予定

②提出期限

令和７年６月１３日（金）１２時００分

　　　　③受付時間

　　　　　令和７年６月５日（木）から同年６月１３日（金）の８時３０分から１７時１５分まで

（※６月１３日（金）は１２時００分まで）

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規

定する休日を除く。

④提出方法

上記（１）までメールで提出すること

　（５）質問

　　　　　本企画競争および説明書に関し質問がある場合には、質問票（様式３）に記載の上、上記（１）　　　までメールもしくはＦＡＸにて送付すること

　　　　①受付期間

　　　　　令和７年６月５日（木）から同年６月１０日（火）まで

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に　　規定する休日を除く。

　　　　②質問に関する回答

　　　　　質問に対する回答は、メールもしくはＦＡＸにて行う。

４　契約方法等

　　　次の手順による。

　　（１）提出された企画提案書の内容をもとに審査を行う。

　　（２）県は企画提案書の内容を審査した上で契約予定者を決定する。

　　　　　評価は、以下の基準により行う。なお、評価基準の配点等の質問は、一切受け付けない。

　　　　　　①業務の目的・内容の理解

　　　　　　②本県の観光ＰＲ活動の内容

　　　　　　③実施スケジュール

④実施体制

　　　　　　⑤経費

　　（３）審査結果は、採用・不採用いずれの場合も書面にて提案者に通知する。

　　（４）契約予定者は、県が指定する期日までに正式な見積書を提出する。

（５）見積書の内容を精査の上、県と契約者とで随意契約により契約を締結する。なお、令和７年度の契約継続を保証するものではないことに留意すること

５　契約金額の上限

　　　契約金額の上限は７，０００千円（消費税込）とする。

　　　なお、長良川サービスエリアイベントスペース使用料（１６５千円／日、消費税込）を契約金額に含

めること

６　企画提案書等の情報公開

　　　企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、また、県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書その他の関係資料の情報公開を行う場合があることを了知の上で応募すること

７　その他の留意事項

　（１）手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

（２）提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合は、いかなる理由をもっても企画競争に参加できない。

　（３）企画提案書の差し替えおよび再提出は、原則認めない。

　（４）提出された企画提案書の内容について、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

（５）企画提案書の作成および提出にかかる経費は提案者の負担とする。

（６）業務の実施に当たって必要な打ち合わせにかかる経費や郵送費、報告書の作成等にかかる経費等は契

約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること

　（７）提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で２次的な使用は行わない。

　（８）適当な企画提案書がない場合は、中止またはその他の方法によることがある。

（９）事業実施者が特定された場合には、業務担当課職員と十分協議を行いながら事業を進めること

（１０）制作物等の所有権、著作権等の全ての権利は、県に帰属するものとする。

（１１）企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った企画提案者に対して指名停止を行うことがある。

　（１２）企画提案書が特定されたものは、企画競争実施の結果、最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、県との契約関係を生じるものではない。